労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東日本ＮＴＴ関連合同労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年３月14日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年３月13日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

茨城県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴ東日本―千葉及び株式会社ＨＹＰＥＲＴＥＸＴ
東京都	東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴ東日本―東京、株式会社ＨＹＰＥＲＴＥＸＴ及びＮＴＴコミュニケーションズ株式会社
神奈川県	東日本電信電話株式会社
山梨県	株式会社ＮＴＴ東日本―山梨及び株式会社ＨＹＰＥＲＴＥＸＴ

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

三月九日（金）

○一般案件

一　欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について国会の承認を求めるの件（決定）（外務省）

一　偽造品の取引の防止に関する協定の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（外務省）

一　二千六年の海上の労働に関する条約の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（外務省）

一　千九百四十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三八の関税譲許表（日及びＥＵ貿易に関する一般協定の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（外務省）

一　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（外務省）

一　沖縄復帰四十周年記念式典の実施について（了解）（内閣府本府）

一　シリア政府関係者等に対する資産凍結等の措置の対象の追加について（了解）（外務省・財務省・経済産業省）

○法律案

一　新型インフルエンザ等対策特別措置法案（決定）（内閣官房）

一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣府本府・内閣官房・警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

一　金融商品取引法等の一部を改正する法律案（決定）（金融庁・財務省・農林水産省・経済産業省）

一　地方自治法の一部を改正する法律案（決定）（総務省）

一　電波法の一部を改正する法律案（決定）（総務省・財務省）

一　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（決定）（法務省・外務省・財務省）

一　特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（財務省・警察庁・総務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）

一　著作権法の一部を改正する法律案（決定）（文部科学省）

一　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働省）

一　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案（決定）（環境省・経済産業省）

公　告

諸　事　項

観光施設財団

利根郡片品村大字土出2609番地**株式会社尾瀬岩鞍リゾート**の利根郡片品村大字土出2609番地ホワイトワールド尾瀬岩鞍についての観光施設財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年３月13日

前橋地方法務局沼田支局

有権者申出方

元当局所属公証人小田泰機の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成24年３月13日　東京法務局

公示送達

再審査請求人　福岡県築上郡上毛町安雲577―1

田村　淳

上記の者に送達すべき平成23年労第62号業務上外関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成24年３月13日

労働保険審査会会長　平岡　昌和

（備考）裁決の主文及び年月日

平成23年労第62号　業務上外関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成23年９月21日

再審査請求人　東京都荒川区東尾久１―31―10―302

新井　武久

上記の者に送達すべき平成23年労第117号障害関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成24年３月13日

労働保険審査会会長　平岡　昌和

（備考）裁決の主文及び年月日

平成23年労第117号　障害関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成23年９月16日

再審査請求人　兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1748―A202

津留　良一

上記の者に送達すべき平成23年労第320号要件審査関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成24年３月13日

労働保険審査会会長　平岡　昌和

（備考）裁決の主文及び年月日

平成23年労第320号　要件審査関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を却下する。

裁決年月日　平成23年９月16日

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年３月13日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成24年２月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社昭和工務店　北嶋　英明　大阪府大阪市都島区中野町５―７―８　国土交通大臣許可（特―21、23）第2683号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築工事を請け負う営業をいう。

（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成24年３月14日から平成24年３月28日までの15日間